

和歌山県立図書館移管資料目録

目次

県立図書館移管資料解題

一 伝来と受け入れの経緯	55
二 状態と整理方法について	55
三 目録作成と掲載順について	56
四 近世以降の紀州と紀州藩・和歌山県について	57
近世の領有 徳川氏入国以降の町村支配	
維新期から近代の機構 那賀郡と海草郡	
五 文書の概要	59

旧町村別資料番号対照表	65
-------------	----

県立図書館移管資料目録

1 紀州藩・和歌山県庁文書	69
① 紀州藩・和歌山藩庁	
② 田辺藩	88
③ 和歌山県庁	88
2 町方地方・各地域に関する文書	
① 紀伊国・和歌山県域	99
② 和歌山市	
a 旧和歌山(城下町)	101
b 旧町域以外	104

③ 海草郡域(海南市含む)

a 海南市	109
b 下津町	112
c 野上町	112
d 美里町	112
④ 那賀郡	
a 旧那賀郡域	115
b 打田町	115
c 那賀町	121
d 桃山町	121
e 岩出町	122

⑤ 伊都郡域(橋本市含む)

a 橋本市	137
b かつらぎ町	138
c 九度山町	138
d 高野町	138
⑥ 有田郡域(有田市含む)	
a 旧有田郡域	140
b 有田市	141
c 湯浅町	148
d 広川町	155
e 吉備町	156
f 金屋町	164
g 清水町	171

県立図書館移管資料解題

一、伝来と受け入れの経緯

この資料群は、当館開館時に県立図書館から移管されたもので、近世から現代までの文書資料約一九〇〇点からなる。

県立文書館開館以前、いわゆる古文書の類は、県立図書館（以下図書館と呼ぶ）で「郷土史料」の一部「文書・記録」として保存・公開されていた。これらが図書館に入った経緯は①県庁から受け入れたもの（例えば9036番の神社寺院等関係文書）、②寄贈を受けたもの（9253番や丁番などごく一部）、③購入したもの（町^{じかた}方地方文書の大部分）、④伝来がはっきりしないが、早い時期から図書館で所蔵してきたもの（紀州藩関係文書など）の四通りがある。このうち③の購入とは、昭和四〇年代から五〇年代、古文書類の県外流出や散逸を少しでもくい止め県内に残すため、売りに出されたものを古書店より大量に購入したもので（所蔵者からの購入ではない）、検地帳や名寄帳、村経営に関するもの、字図など大変重要なものが多くが含まれている。

その後平成五（一九九三）年に図書館が旧館から現在の地に移転し、更に同じ建物（きのくに志学館）内に文書館が新設・開館することになったが、その際に保存や利用の便を考慮して、古文書類の多くが文書館へ移管されることになったのである。移管は四回にわけておこなわれ、第一回の平成四年六月と第二回の同年一月には地方文書が、同五年三月には第三回第四回の二回に分けて藩関係文書等が移管されている。なお、その時移管保留となり、現在も図書館で保存公開され

ているものもある。

二、状態と整理方法について

この資料群を整理するにあたり、考えなければならぬ点がいくつかあった。まず、これらの大部分が昭和五八（一九八三）年に図書館が発行した『和歌山県立図書館 郷土史料目録』に掲載されていることである。『郷土史料目録』には「タイトル番号」として利用用の番号が付され、当館移管後もこの目録と番号で閲覧申請や問い合わせが寄せられることが度々あり、また、移管保留で図書館に残った分もこれで出納されており、これらは現在も機能しているのである。そのため、当館での整理にあたっては、この番号を残し図書館の目録からも閲覧できる形で作業をおこなうこととした。ところが、作業を進めると、大変なことがわかってきた。番号の付け方が不統一で、基準がそれぞれバラバラなのである。一つの群（文書のかたまり）として一つの番号と表題（群名）を付されて処理されているものが、実は様々な出所の多量の文書（群）で構成されていたり（あきらかに別群の文書が混入しているものも沢山ある）、かたやどう考えても出所が同じものが、一点ごとに別々の番号を付されている場合もあるのである。これはどういうことなのだろうか。一でも述べたが、この資料群の多くのものが古書店より購入したものである。購入時の記録によると、どうやら古書店がその時々によりいろいろな出所のものを一つにまとめて一括で販売したり、同一出所のものを分けて一点ずつ販売していたらしいのである。そしてそれを購入した図書館では、そのまま受け入れごとに番号を付していったため、このような混乱が起こってしまった

たようである。当館での整理にあたり、これらを元の形（出所での原状）に戻すことも考えたが、前述の理由から、従来からの番号（現状）を生かすことがベストであり、また、もはや本来の出所を割り出し完全に復元することは不可能であることから、まず現状のままで整理することにした。ただし、一つの番号を複数点で構成している文書（群）については、この番号を親番号として各々（一点ごと）に適宜子番号を付していった（これもすでに図書館で子番号が付されていた場合には、この番号をそのまま利用した）。また、図書館で郷土史料目録作成後に受け入れたものや、公開されていなかったものには番号が付されていなかったが（四群ある）、これらについては当館で群ごとに甲・乙・丙・丁の親番号を新たに付して整理作業をおこなった（数字の番号を付すと、図書館の他の図書の番号と混乱する危険があるため、あえて漢字の番号を付した）。なお、9174番（那智勝浦町）・9230番（紀伊国・那賀町）・9246番（串本町）9177番（北山村）は、原本ではなく昭和四九年に各所在地で写真撮影されたものを、図書館が購入している複製物である。

三、目録作成と掲載順について

前述の通り、この目録に記載されている四桁の資料番号は、図書館が付した「タイトル番号」と同じである。ただし、この番号順のままでは、出所が違うものどうしが同一群中に混在したり、その他色々な混乱が目立ち大変利用しにくい。そこで、本目録作成にあたっては、その出所や原状をもう一度考え直すこととした。各々文書作成時の原状に再構成し直した群ごとに別々に目録にすることも初めは考えたが

（実際、大きな群を構成するものは既に「蜜柑方元締文書」「山裾織布場文書」「中尾家文書」「岡家文書」として独立させて目録を作成している）、一点のみで一群（一番号）を構成しているものも大変多く、また、群や原状を再構成するにしても、これだけ混乱した状態では、はたして本当に出所（旧蔵者・作成者）が同一であるかどうかはなかなか確定できないものもある。考えた結果、まず性格の違う紀州藩と和歌山県自体に関する文書と町方地方文書を分け、藩・県関係のものはそのくくりで一群とすることにした（1-①③）。そしてその他のものは、地域によってかたよりはあるものの、その出所がほぼ全県下にわたっていることを利用して、各文書資料一点ごとの出所を現在の県内自治体（県と市町村）にあてはめて見直し、それで再編し掲載することとした（2-①⑩65頁からの表参照）。だから、親番号が同じ文書であっても、全く違う場所に掲載されている場合もある。いわゆる「出所原則」という言葉が、この場合どの「げん状」（文書作成時・文書受取時・古書店に入った時・古書店よりの購入時・文書館への移管時）を指すのかを考えると、これが本当に良いのかどうか難しいが（整理番号・保存は移管時の現状のままなので、「現状破壊」ではない）、それよりも、移管資料全体を一つの大きな群（かたまり）と見て、目録作成をおこなったと考えていただきたい。なお、本来なら更に個々の内部構造を分析・再構築して「分類項目」等を設定するべきだが、あまりにも煩雑になるためここではおこなっていない。各項（ここでは県市町村を指す。以下同。）内の文書資料各々の掲載順序は、それぞれの内容によって違う（旧村順↓種類順↓年代順など）と決めて統一しようとすると、どこかに必ず不便な状況が出、混乱をま

ねく)が、だいたい一点文書を先に出し、一群をなしているものは群のまま後ろにままとめている(群の中では並べ替えもある)場合が多い。なお、目録本文への掲載は県・市町村別になっているが、利用の便を考えて、最後(最終ページ)に図書館の付したタイトル番号順での大まかな一覧(番号と地域名との対照索引)も付した。また、少数ではあるが、複数自治体等にかかわるものは、その両方に重複掲載することにした。

四、近世以降の紀州と紀州藩・和歌山県について

近世の領有

近世初期、高野山寺領以外の紀州は浅野家三七万四千石の所領であった。その後元和五(一六一九)年浅野氏は広島へ転封となり、かわって家康の十男徳川頼宣(紀州三七万四千石余・松坂・田丸・白子領の勢州一八万石弱・大和の内千石、計五万五千石)の所領となった(ただしそのうち田辺は家老安藤氏のそして新宮は同水野氏の知行地となっていた)。そして近世末に至るまで紀州徳川氏の支配が続く。一方高野山寺領は、那賀郡・伊都郡内で合わせて二万一千石余で、その中で学侶領・行人領・修理領・聖領にわかれていた。

徳川氏入国以降の町村支配

和歌山の町方は東西町奉行の支配のもと、大年寄(町会所・湊会所で勤務)、各会所に町惣代、その下各町に町年寄などが町役人として置かれていた。町以外の地方(在方)支配は、まず紀州藩領では各郡に郡奉行と代官が、あるいはそのいずれかが置かれ支配を統括していた。そして郡の下二〇から三〇か村ごとに(石高平均九〇〇〇石程度

の単位で)組という行政区画(天保期には約六〇組)が編成されていた。組には大庄屋が置かれ郡奉行・代官の支配をうけ民政にあたり、また大庄屋の補佐として杖突(又は物書)がいた。組の下の最小行政単位として村(または浦)がある。村では庄屋が村政をつかさどり、肝煎(初期は年寄)がその補佐をした。村には別に年貢徴収を担当する蔵庄屋(蔵入村)または納庄屋(給所村)がいたが、庄屋が兼帯していた場合もある。一方高野山寺領については、支配形態をはじめ様々な面でまだわからないことが多いが、学侶領では年預・年預代のもとに地方奉行と支配がおかれその下各村には庄屋・年寄(相給など場合によっては寺庄屋や垣内総代)がおかれ、領有の各寺院が村を直接支配するという中世的支配形態が残っていたようである。一方行人領では支配の下に地方奉行・蔵奉行・町奉行がおかれ、支配から派遣された代官のもと組をたてて大庄屋がおかれていた地域(清水組)もあり(村役人はこちらも庄屋・年寄)、学侶領とくらべると(紀州藩のような)近世的支配であったと言われている。

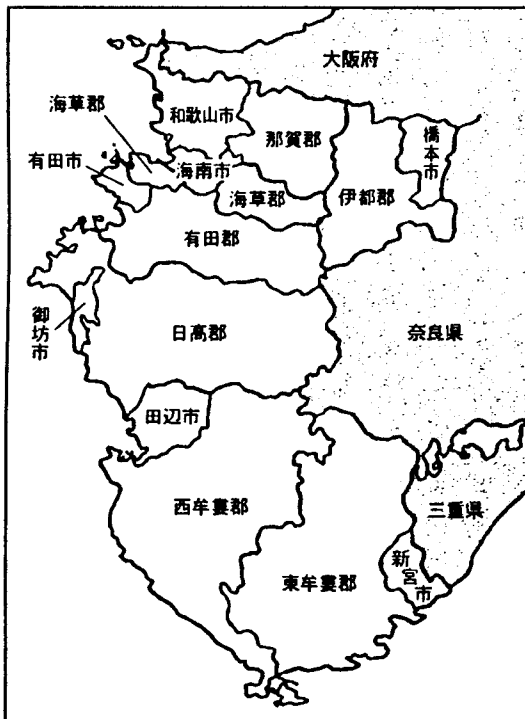
維新时期から近代の機構

慶応四(一八六八)年に紀州藩は田辺藩・新宮藩・和歌山藩となったが、その後明治二年六月には版籍奉還が許され、旧藩主がそれぞれ藩知事(知藩事)となり、藩も新政府の地方行政の一区画となった(和歌山藩内では、当時津田出による藩政改革がおこなわれ、藩内支配組織が改められている)。その後明治四(一八七二)年七月の廃藩置県で、旧藩主はその任を解かれた。旧藩はそれぞれ和歌山県・田辺県・新宮県となり、一方旧高野山寺領は明治二年に堺県に、翌三年には五条県管轄となっていた。その後明治四年十一月の県統廃合により、

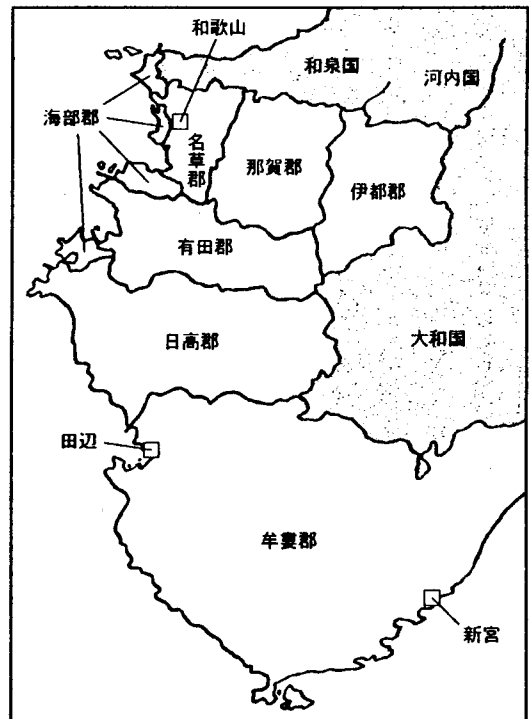
現在の和歌山県が成立した。大区小区制、一区八郡制、郡区町村制、そして明治二二（一八八九）年の町村制などの行政機構のもと、県（県令・のち知事）↓郡長↓町村長（初期は戸長）という地域運営機構が成立していたが、その後大正一五（一九二六）年に郡長と郡役所が廃止され、県の下に市町村という機構となった。

那賀郡と海草郡

明治以降の郡域変更を見ると、明治四（一八七一）年に牟婁郡の北東側が度会県に編入された後、同一二（一八七九）年に当県に残った牟婁郡域が東西に分割されている（三重県域となった地域は、同年南北牟婁郡に分割）。また、海浜沿いに郡域が離れていた海部郡のうち、現由良町にあたる地域も（すでに寛永一七年から日高郡代支配ではあった）、同年正式に日高郡へ編入されている。その後同二九年には名草・海部両郡が統合され海草郡となっている。市町村域の変更は、町村制施行後も細かい変化は度々あったが、第二次世界大戦後、地方自治強化の勧告等により、町村合併計画がなされ（昭和二九（一九五四）年に町村合併促進法・同三一年に新町村合併促進法が公布）、それにより現在の市町村が成立することとなる。町村域の変遷や合併の詳細については、『和歌山県史 近現代二』を参照いただきたいが、この目録を利用していただくにあたり、特に取り上げておかなければならないのが、那賀郡と海草郡域についてである。現在の海草郡域のうち、美里町と野上町そして海南市の一部にあたる地域は、元々那賀郡域であった。ところが昭和二六（一九五一）年一〇月一日に海草郡に編入されることとなったのである（同年八月二五日の和歌山県告示によると、東野上町と中野上・南野上・北野上・志賀野・小川・下神野・上



現在の郡と市域



近世の郡域と城下

神野・猿川（国吉）・長谷毛原・真国・細野の一一村を海草郡域に編入、郡区域の変更により人口は海草郡一一九二二人、那賀郡八四七七五人となるとある。この目録の中で現海草郡域の文書資料に「那賀郡〇〇村」という記載が多いのはこのためである。昭和二六年以前の文書資料を利用されるにあたり、この点は特にややこしく混乱しやすいので、注意されたい。

五、文書の概要

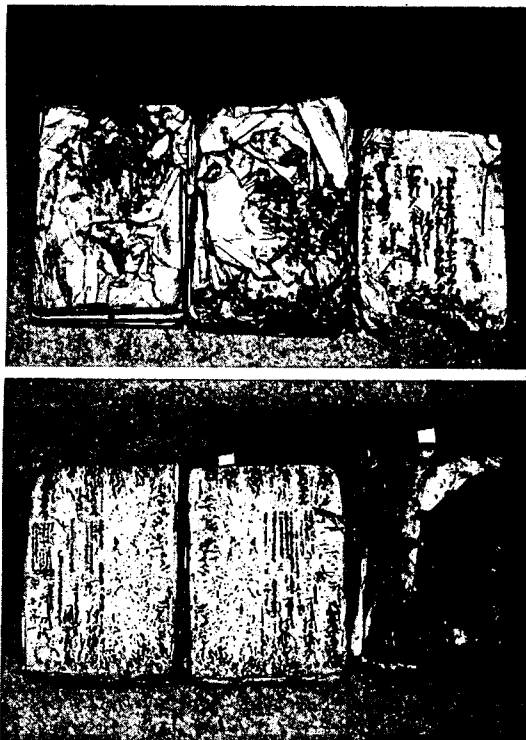
まず全体の概要を述べると、図書館移管資料には大きく分けてつぎの四つの性格の別がある。ア、藩・県関係文書（今後の紀州藩・和歌山藩研究の重要な史料となるもの）イ、近世町方地方文書（検地帳や名寄せ帳など近世村を研究する上で重要な基礎的史料となるものが多い）ウ、近代役場文書（行政文書等役場資料自体と、そこで所持されていたと考えられる村・字図が大変多い）エ、近代の商工業に関する文書（商店や家内工業的なものの経営に関する簿冊が中心で、多くは商品売買の金銭出納や賃金に関するものである。このような資料は、一点での利用は難かしいが、どれも数年分がまとまって残されているので、それらを分析することで近代和歌山県の商業や産業研究の材料となる）

次に、各地域ごとの資料の概要を述べるが、本目録掲載の文書資料は出所も群としての数もほう大で、各々の特徴について述べはじめると、それだけで大変なことになるので、ここでは掲載各地域（県と旧郡や市町村）ごとに含まれるものの簡単な概要を述べるにとどめる。

1、紀州藩・和歌山県庁文書

①紀州藩・和歌山藩庁

近世から近代初期の紀州藩・和歌山藩で作成された文書資料二六一点。近世後期以降に藩士の職や禄（惣帳古張紙や御内則ほか）、報償や人事関係（附込帳や被仰渡帳・跡目調ほか、たとえば八代重倫（観自在院）や十代治宝（舜恭院）没後の藩政や家臣の始末など）について書き留められた帳面が中心であるが、中には幕府や朝廷・明治新政府や藩の動向、特に幕末維新期の藩政などが記されたもの（天朝御触留・御沙汰留、被仰渡帳・附込帳・張紙帳ほか、たとえば津田出の藩政改革関係記述）もあり、今後の紀州藩研究の重要な史料である。しかし残念なことに、ここに掲載したもののうち丙番は大変状態が悪いものを多く含む。丙番の文書は、県立図書館では目録に掲載されず閲覧に供されていなかった。理由は複数ある



丙番文書の破損状況
（下段の文書は、虫損により板状になっている）

が、その最大の原因は、この状態の悪さである。紀州藩・和歌山藩庁から和歌山県への変遷以降、これらの文書資料がどのように引き継がれ、どのような経緯を経て県立図書館に入ったのか、今となっては全く不明である。したがって、保管や管理の状態がどのようなであったかはわからないが、虫損・獣（ネズミ等）損などが大変酷く、また中には一部劣化（変色・ボロボロ・綿状等）したもの、綴りの崩壊したもの、板状に固着したものなどもあり「写真参照」、今後修復をほどこさなければとても閲覧に供することができないものが多い。しかし、このような状態であっても、藩自体の原資料が保存され残されていたことは大変重要である。ここでは、状態の如何にかかわらずその存在を明らかにすることが県立文書館のつとめであると考え、全て目録に掲載した。なお、この項（藩・藩庁）に含まれる文書のはほとんどは、元々の伝来は一緒であり、一括で保存されて来たものであると考えられるが、従来図書館ではこの内状態の良いものからぬき出して整理・公開していたため、移管時に番号の付されているものと無いもの（丙番）に分かれている。

② 田辺藩 一点。明治初期の綏民局の人員帳で、厚紙に各人名の付箋状紙が貼り付けられている。

③ 和歌山県庁 明治初期に出された法令簿冊七点は、所蔵者に関する情報も記載されているが、内容の性格より、作成者である県庁の項に掲載した。「和歌山県神社寺院等関係文書」一四二点。これは明治期から昭和二〇年代の元和歌山県庁文書であり、神社寺院明細帳（明治・昭和期）をはじめ寺院台帳・寺院教会規則（共に昭和一七年以降）など、近現代の県内宗教法人個々に関する原史料が中心である。

元々簿冊形態であったが、図書館と文書館で新たに製本されたものが多い。これらは県内各市町村にとっても重要な宗教資料であるが、煩雑になるのを避けるため、又この群の性格も考慮して、各市町村の項への重複掲載はほとんどしていない。また、この一部はマイクロフィルム化され図書館で公開されているが、それには現在原本が残っていないものも含まれている。この群はその性格上個人のプライバシーに関するものを多く含む。そのため、現時点では申請いただいても閲覧していただけないものもある。なお、神社明細帳に関しては当館紀要第1号・第4号で伊藤信明氏に取り上げている。藩庁文書の重複一点。2、町方地方・各地域に関する文書

① 紀伊国・和歌山県域 近世の紀伊国全域に関するもの六点と近代の国有林に関するもの二点、「農商務省和歌山山林事務所文書」二五点がある。この項には、近世紀州藩が地方支配のために出した正保二年壁書・延宝五年御定書・在々御定書・郷組一札（『県史 近世』に解説あり）の写真複製資料が含まれている。

② 和歌山市

a 旧和歌山 近世の城下町和歌山に関するもの。近世の和歌山は、侍町と町方に分かれていたが、町方に関する文書資料である。元禄一五年の御触帳一点、書物屋の「坂本屋喜一郎家文書」三三点が含まれる。坂本屋文書は『県史 近世史料一』に掲載されている。

b 旧町域以外 近現代以降和歌山市に編入された地域に関するもの五九点。9190番は熊野地方や堺にも出張所を置いていた雑賀崎の豪商中屋の文書であり、買付けをした沢山の商品や商店名が記されている。丁番の「坂田村役場文書」は、含まれる文書資料の性格

旧町村別資料番号対照表

※現行市町村内の地名は、近世・近代の旧区町村名を使っているが、利用の便を考慮し、なるべく近世のもので統一するようにした。数字は本目録の資料番号である。

1、紀州藩・和歌山県庁文書

①紀州藩・和歌山藩庁

8985、8986、8987、8989、8990、8991、8992(-1~-3止)、8993、8994、8995、8996、8997、8998、8999、9000(-1~-3止)、9001、9002、9003(-1、-2止)、9004、9005(-1、-2止)、9006、9007、9008、9017、9020、9059、丙(全て)

②田辺藩

9024

③和歌山県庁

9028、9029、9031、9075、9036(1~88止)、9111(-1~-3止)、丙タ-7

2、町方地方・各地域に関する文書

①紀伊国・和歌山県域

8984、9249、9230(-1~-4)、9037、9038、9039(-1~-23止)

②和歌山市

a、旧和歌山(城下町) 9094、9231(1~33止)

b、旧町域以外

田尻村 丁-6、-7、-10、-16、-18、-19

坂田村 丁(-1~-19止)

紀三井寺 9247

栗栖村 9116(-1、-2止)、9118、9120、9121、9123

岩橋村 9113、9114、9119

西和佐村 9115、9117(-1~-5止)

市小路村 9099

粟 村 9096

園部村 9039-7

府中村 9039-1

塩屋村 9039-8

関戸村 9095、9127

雑賀崎浦 9190(-1、-2止)

上三毛村 9147-2

□□村 甲

旧名草郡域 9030、9125

③海草郡域(海南市含む)

a、海南市

黒江村 9139

日方浦 9140

冷水浦 9141

次ヶ谷村 9142(-1~-5止)、9143(-1、-2止)、9144、9145、9146(-1~-17止)

木津村 9041-3

別院村 9041-1

原野村 9041-2、9255-1~-3

北野上村 9255-4

b、下津町

梅田村 9251-5、-7

曾根田村 9136

興 村 9137

c、野上町

第三大区一〇小区 9040

小川小野村 9132-1~-4

d、美里町

下神野村 9032(-1~-2止)、9131-1

紀伊国・和歌山県域 旧和歌山（城下町）

9231-1	9231	9094
稼キ送り一札之事（坂本屋喜一郎弟大次郎につき）	【坂本屋喜一郎家文書】↓以下詳細 ※近世城下の本屋、写し多い『県史近世』『県史史料編二』所収	御触帳 新通五町目 ※破損あり
天保6年2月		元禄15年11月
中野島邑庄屋善太夫		
湊本町老丁目年寄衆中		
一紙		縦帳

②和歌山市

a 旧和歌山（城下町）

9039-23-3	9039-23-2	9039-23-1	9039-23	9039-4	9039-2	9039-21	9039-18	9039-6
第参図 明治式拾年地押之際調製之写 ※二片一舗、一綴三舗の三止	第貳図 明治七年受領及払下当時ノ図 ※一綴三舗の二	第壹図 慶長初年之形状 ※一綴三舗の一	「馬場区・古城山の絵図一綴」↓以下三点	手続書（売買地境界正しにつき） ※出願地見取図外地図の写四枚添付	国有林下戻申請書	〔紀伊国日高郡和田村雷社上地森林・官林の図〕 ※昭和五二年に図書館で綴、三舗一綴の略図↓詳細美浜町の項へ	第五大区三小区西ヶ峰村（絵図） ※彩色	紀伊国在田郡彦ヶ瀬村（絵図） ※小字名・地番あり
				明治17年7月16日	明治33年6月28日		（近代）	（近代）
				東牟婁郡新宮下熊野地中口 文助、同地濱中半四郎、同 地橋本松次郎	日高郡下山路村大字福井刃吉 町大字下屋敷町山田所弓彦代 理人西牟婁郡田辺 町大字下山路村大字福井刃吉 町大字下屋敷町山田所弓彦代 理人西牟婁郡田辺			
				農商務省和歌山山林事務所	農務大臣子爵曾根荒助			
図	図	図		縦	縦	図	図	図

旧和歌山（城下町）

9231-20	乍恐奉願上候口上（長沢衛門著述板木差出し仰付けにつき） ※全文抹消、（奥端裏書）「早賀丁 小川三左衛門様」	卯9月	書物屋仲間喜一郎、同大二郎	御番所	一紙
9231-27	御請（長沢衛門様著述板行の届けにつき）	8月18日	年行司代文五、（抹消）「書物屋仲間大二郎」	東御番所	一紙
9231-19	乍恐奉願上候口上（彫刻仕度き書物の借用願ひ） ※「類聚三代格第十五ノ巻」	卯8月13日	書物屋仲間大二郎	東御番所	一紙
9231-23	乍恐奉願上口上（長沢様封印につき御かし上げ書物御下げ願ひ） ※（端裏裏書）「書付」	卯6月		西御番所	一紙
9231-14	乍恐奉願上候口上（本を彫刻売り広めたき旨） ※「近世三十六人撰」	文久2年10月	書物屋仲間喜一郎（押印部分破る）	西御番所	一紙
9231-13	乍恐奉願上候口上（本を彫刻売り広めたき旨） ※「三熊野集」	文久2年10月	書物屋仲間喜一郎（押印部分破る）	西御番所	一紙
9231-10	乍恐奉願上候口上（本を彫刻売り広めたき旨） ※「紀伊國式社考」・「三熊野集」・「伊賀國名所歌集」・「近世三十六人撰」	文久2年10月	書物屋仲間喜一郎（押印部分破る）		一紙
9231-9	乍恐奉願上候口上（本を彫刻売り広めたき旨） ※「伊賀國名所歌集」	文久2年10月	書物屋仲間喜一郎（押印部分破る）	西御番所	一紙
9231-18	乍恐奉願上候口上（彫刻済み書物売り出し御免願ひ） ※「冠位便覧」、後ろに天地逆で別文あり	弘化4年8月	書物屋仲間喜一郎（押印沢山ある）	御西御番所	一紙
9231-4	和歌山買物独案内（見本）※3に添付か、序と内容一部見本の手書き	天保			横半帳
9231-3	乍恐奉願上候口上（本の出版許可願ひにつき） ※下に付紙あり、「御國御城下諸商売買物独案内」出版	天保15年8月	書物屋仲間喜一郎、大二郎（兩人共印抹消）	東御番所	一紙
9231-2	儀定一札之事（名所図繪書百三拾部落札につき）	天保15年3月	駿河町坂本や喜一郎、同丁有田や喜助（兩人共印抹消）	銀札方御役所	一紙
9231-33	乍恐口上（弟を養子に遣しにつき出放願ひ） ※又三郎を母方従弟井上由兵衛養子に	（近世）	中之島村喜一郎		一紙
9231-5	乍恐奉願上候口上（弟を養子に遣すにつき村方出放願ひ） ※又三郎を縁類駿河町与助方養子に	（近世）	中之島村喜一郎		堅帳

旧和歌山（城下町）

9231-8	乍恐奉願上候口上（本を彫刻売り広めたき旨） ※「伊賀国名所歌集」19と同本	西9月	書物屋仲間喜一郎（押印部 分破る）	西御番所	紙
9231-30	乍恐奉願上候口上（出版本西浜御殿へ献上につき）	申2月	書物屋仲間喜一郎	東御番所	紙
9231-6	乍恐奉願上候口上（他所者十返舎一九当所にて商売向き開板願 一件につき） ※内容二点あり	未8月、（午2月の 写もあり）	書物屋喜一郎		紙
9231-7	乍恐奉願上候口上（他所者十返舎一九当所にて商売向き開板願 一件につき） ※3、4番文書の本出版につき	未壬7月	喜一郎		紙
9231-29	乍恐御請取奉申上候口上（板本御見合御覧入分お下げ受取りに つき） ※「類聚三代格」	巳5月	書物屋仲間喜一郎	東御番所	紙
9231-31	乍恐奉願上候口上（長沢衛門様板木一件につき） ※31番の裏面	（近世）			紙
9231-26	乍恐奉願上候口上（長沢衛門様著述板木差出し仰付け御慈悲願 い） ※下書か、25とほぼ同文	（近世）			紙
9231-24	「お聞き済み板木に長沢衛門様著述なき件書付」 ※弘化四年未八月三冊・嘉永元年申十一月一冊につき	（近世）			紙
9231-22	「長沢衛門様著述板木差出し仰付けへの返答・願書の控」 ※全文抹消	（近世）			紙
9231-21	口上（番所へ差出しの板木お下げ渡し願い） ※長沢様屋敷からお差出しの割持ち板木	巳正月29日	阪本屋大二郎	長沢様	紙
9231-28	乍恐御請奉申上候口上（昨年差出し書物お調べ済みお下げ受取 につき）	辰12月20日	書物屋仲間大二郎	西御番所	紙
9231-32	御尋二付乍恐御答奉申上候口上（不法買取古本一件につき） ※31番の詳細につき答え	辰6月	書物や仲間喜一郎	西御番所	紙
9231-31	御尋二付乍恐御答奉申上候口上（不法買取本の届け遅滞 につき） ※裏に別文書あり	辰6月	嶋佐次兵衛借家二而家代新 堺丁書物や喜一郎（押印部 分破る）	御番所	紙
9231-25	乍恐奉願上候口上（長沢衛門様著述板木差出し仰付け御慈悲願 い）	卯9月		東御番所	紙

旧和歌山（城下町） 旧町域外和歌山市

9231-16	乍恐奉願上候口上（彫刻・売り広め願上の書物冊数増減につきいったん願下げ） ※「文久百人一首」、奥端書「十一月十七日出ス」	西11月	書物屋仲間喜一郎（押印部 分破る）	東西御番所（東の横に小さく西と書き足し）	一紙
9231-17	乍恐奉願上候口上（本を彫刻売り広めたき旨） ※「類題清渚集二編」	西9月	書物屋仲間喜一郎（押印部 分破る）	西御番所	一紙
9231-15	乍恐奉願上候口上（本を彫刻売り広めたき旨） ※「文久百人一首」	西9月	書物屋仲間喜一郎（押印部 分破いてある）	西御番所	一紙
9231-12	乍恐奉願上候口上（本を彫刻売り広めたき旨） ※「三熊野集初編」、13と関連か	西9月	書物屋仲間喜一郎（押印部 分破る）	西御番所	一紙
9231-11	乍恐奉願候口上（本を彫刻売り広めたき旨） ※「七夕百人一首」	西9月	書物屋仲間喜一郎（押印部 分破る）	西御番所	一紙

b 旧町域以外

9039-1-6	紀伊村大字府中山林字図（略図） ※一綴の六、「海草郡紀伊村役場」用紙	（近代）			図
9039-1-5	府中村山出火々消人足着到并二軒別割当帳 ※一綴の五	慶応3年12月	府中村屋代庄太夫、肝煎儀右衛門、円左衛門、左平次		横帳
9039-1-4	隣村保証書（写） ※一綴の四	明治17年4月6日	名草郡直川村総代中屋米太郎外1名・右戸長小西彦一・弘西村代山形由松外1名・右戸長山形太郎	和歌山県令松本鼎	一紙
9039-1-3	隣地主境界立会承認書（写） ※「紀伊村役場」用箋、一綴の三	（近代）	大字弘西中口磯吉、大字府中林鹿蔵外8名		一紙
9039-1-2	地潰シ井山菰名寄帳（写） ※一綴の二	文政6年3月	府中村庄屋「」衛門		一紙
9039-1-1	山手米一札（写） ※一綴の一	万治2年／明治25年	田原村・小豆島村頭百姓代4名／紀伊村大字田屋・小豆島人民惣代2名	府中村庄屋／和歌山県知事 冲守固	一紙
9039-1	「紀伊村大字府中所有山林申立一件（写）」↓以下八点 ※農商務省和歌山山林事務所関係文書のうち八点一綴にした資料				
9030	証明副書 朝日登記所（登記出願につき）※厚い、各役場用箋多い	明治20年2月～12月	名草郡山東中村外九ヶ村・同奥須佐村外六ヶ村・且来村外四ヶ村戸長	朝日登記所	簿冊